

補助金等取扱基準

補助金等の名称	諏訪市みやげ品開発事業奨励金
補助事業等の 目 標	新たにみやげ品を完成させた者に対する奨励金を創設することにより、事業者や個人の製品開発意欲を高め、みやげ品の開発・改良を促進することで商工業の振興を図るとともに、新たなみやげ品による観光事業への寄与を目指す。
補助事業等の 対 象 者	市内に事務所又は事業所を有する事業者又は個人
補助対象経費	新たなみやげ品の開発又は既存のみやげ品の改良により完成させたみやげ品が新たに諏訪市推せんみやげ品の登録を受けた場合
補助金等の額 及びその算定 方法又は補助率	予算の範囲内において、1品目につき10万円とする。
	【補助金等の額が5万円未満、補助率が補助対象経費の1/2を超える場合の理由】 市内商工業の振興と観光事業の発展に大きく寄与できる事業であるため
補助事業等の 評 価	補助事業者からの各種報告書や諏訪市みやげ品審査会の審査結果等をもとに、担当部署により補助事業の効果を評価する。
補助事業等の 開 始 時 期	平成28年4月1日
補助事業等の 終 了 時 期	令和7年3月31日
	【終了時期が3年を超える場合の理由】 市内商工業の振興と観光事業の発展のため、奨励金を継続的に交付することが必要である。
情 報 の 公表の方法等	補助事業者、補助金交付金額、評価内容等を諏訪市ホームページにて公表する。
そ の 他	1 奨励金の交付の対象となるみやげ品は、次に掲げる要件のいずれにも該当するものとする。 (1) 次のいずれかのものであること。 ア 既存のみやげ品（他の事業者又は個人が製造したものを含む。）との差別化を図ることができており、オリジナル性のある新たに開発されたみやげ品 イ 原材料、製造方法、パッケージ等が改良され、改良する前のものと差別化を図ることができている既存のみやげ品 (2) 奨励金の交付を受けようとする年度の前年度に開催された諏訪市みやげ品審査会の出品申込締切日の翌日以降に販売を開始したものであ

	ること。 (3) 過去にこの取扱基準による奨励金の交付を受けたみやげ品でないものであること。 (4) 開発又は改良に当たり、他の機関から補助金等の交付を受けていないものであること。 2 奨励金の交付を受けようとする者は、奨励金の交付の対象となるみやげ品について諏訪市推せんみやげ品の審査の申請をする際に、提出書類欄に掲げる書類を市長に提出して申請しなければならない。 3 市長は、前項の申請があったときは、当該申請の内容について、諏訪市みやげ品推せん条例（昭和36年諏訪市条例第74号）第13条に基づき設置する諏訪市みやげ品審査会に諮り、奨励金の交付の可否を決定するものとする。 4 市税等を滞納している者及び市税の未申告者は、補助対象者から除く。
提出書類	・ 諏訪市みやげ品開発事業奨励金交付申請書（様式第2号-1） ・ 振込先口座番号、口座名義、金融機関名及び支店名が記載されている通帳の写し又はこれに類する書類の写し ・ その他市長が必要と認める書類
	諏訪市補助金等交付規則に定める様式を除く。
担当部署	諏訪市 経済部 商工課 商業振興係

平成28年 4月 1日 制定

平成29年 3月29日 一部改正（平成29年 4月 1日 施行）

平成30年 3月16日 一部改正（平成30年 4月 1日 施行）

令和元年 5月20日 一部改正（令和元年 5月20日 施行、平成31年 4月 1日 適用）

令和 4年 3月16日 一部改正（令和 4年 4月1日 施行）